

清瀬市テニス協会規約

(名 称)

第 1 条 本団体は清瀬市テニス協会と称し、清瀬市体育協会に属する。

(事務局)

第 2 条 本協会に事務局をおく。

(目 的)

第 3 条 本協会はテニス競技の普及・発展を図るとともに、テニス競技を通じて親睦と体位・技量の向上、及びスポーツ精神の高揚に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 市民テニス大会の開催
2. 講習会の開催
3. 練習会の開催
4. 対外試合への参加
5. テニス施設の設置促進
6. その他協会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

- 第 5 条
1. 本協会の会員は清瀬市内に居住又は勤務するテニス愛好家であつて、第 3 条の目的に賛同し入会届に入会金 (2,000 円) を添えて提出した者とする。 但し、市内通学の中高生は入会金を免除する
 2. 会員は市民大会、練習会の参加費を優遇する
 3. 所定の手続き (申込みと団体登録費納入) 済の団体に所属する場合のみ、市外在住者であっても市民大会への参加を認める。但し参加費の優遇は無しとする。

(退 会)

- 第 6 条
1. 退会の手続きは特に必要ないが、転居、転勤により清瀬市より転出した場合はその資格を失う。
 2. 会員が協会の秩序を乱し不相当と認められる場合は、会長は理事会の議を経てこれを除名することができる
 3. 理由の如何に問わず納入済の入会金は返却しない

(役員等)

第 7 条 本協会に下記役員を置く。

会長	1 名
副会長	2 名
事務局長	1 名
事務局次長	1 名
事務局	若干名
理事	25 名以内

監査

2名

1. 会長は当協会を代表し、会務を統括する
2. 副会長は会長を補佐し会長が職務を遂行できない場合はその職務を代行する
3. 事務局長は当協会の健全な財政運営にあたる
4. 事務局次長は事務局長を補佐する。
5. 事務局は事務局長の下、事務全般及び会計等を行う
6. 理事は当協会の運営事業を企画・立案し、これを遂行する。
7. 監査は会計状況を監査する。

(役員を選出)

- 第8条
1. 役員は総会において会員中より選出、役員間の互選により前条の役職及び運営上必要な職務を担当する。
 2. 理事の選出方法は理事会で別に定める。

(役員任期)

- 第9条
- 役員任期は4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。但し再任は妨げない。任期中に役員に欠員が生じたときは理事会の決定に基づいて補充することができる。この場合の役員任期は前任者の残任期間とする。

(協会顧問)

- 第10条
- 本協会には若干名の協会顧問をおくことができる。
1. 協会顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。
 2. 協会顧問は会長の諮問に応じて意見を述べるができる。
 3. 協会顧問は当協会の運営事業に参加することができる。

(各種委員)

- 第11条
- 事業等の実施に必要な場合には各種委員をおくことができる。
委員は理事会において選出し、会長が指名する。

(総会)

- 第12条
- 本協会には最高決議機関として総会（定期総会と臨時総会）をおく。
1. 総会は原則として毎年2月に開催する。会長が必要と認める場合は臨時に行うことができる。
 2. 総会は会長が招集し、協会ホームページ等を通じて案内する。
 3. 総会の議長は出席者の中から選出する。
 4. 総会においては次の事項を審議、決定する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 役員改選
 - (4) 事業計画
 - (5) 予算案
 - (6) 規約改正
 - (7) その他

5. 総会の議決には出席者の過半数の賛成（委任状を含む）を必要とする。但し 可否同数の場合には議長がこれを決定する。

(理事会)

第 13 条 本協会には実行機関として理事会をおく。

1. 理事会は第 7 条に定める役員を以て構成し、会長が適時招集する。
2. 理事会は総会の決定に基づき、事業等の細部を計画し実行する。

(協会の経費)

- 第 14 条
1. 本協会の経費は会費（入会金、団体登録費、大会参加費、練習会・講習会参加費等）及び、補助金、寄付金、その他の収入を以て充てる。
 2. 会費は大会開催・対外試合などに係る諸費用、その他事務費、連絡費等に充てる
 3. 会費の額、徴収方法、並びに経費内訳は理事会にて決める。

(会計年度)

第 15 条 会計年度は 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。尚 決算は監査を受けたのち総会において承認を得なければならない。

(規約改正)

第 16 条 本規約の改正は総会の議決を経て成立する。尚 各規約の詳細は理事会で承認された場合は弾力的に運用できるものとする。

付則 1. 本規約は昭和 56 年（1981）4 月 1 日より施行する。但し第 1 回総会が開催されるまでの間の会務の遂行は当協会結成時の有志からなる「清瀬市テニス協会」理事会が担当する

付則 2. 昭和 58 年 3 月 19 日 第 1 次改正（1983）

付則 3. 昭和 59 年 3 月 17 日 第 2 次改正（1984）

付則 4. 昭和 60 年 3 月 16 日 第 3 次改正（1985）

付則 5. 平成 7 年 3 月 18 日 第 4 次改正（1995）

付則 6. 平成 17 年 4 月 3 日 第 5 次改正（2005）第 10 条 呼称

付則 7. 平成 23 年 3 月 27 日 第 6 次改正（2011）第 15 条 会計年度

付則 8. 平成 27 年 3 月 1 日 第 7 次改正（2015）第 15 条 会計年度

付則 9. 令和 5 年 2 月 25 日 第 8 次改正（2023）第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条 第 16 条